様式Ⅳ－１５

令和　　年　　月　　日

「◯◯（プロジェクト名）」に係る権利化等方針

１．課題番号及び研究課題名

　　00000「○○特性を持った△△新品種の育成、栽培技術及び長期貯蔵技術の開発」

２．権利化等方針の作成者

　　受託者（コンソーシアム）名、代表研究機関名及び研究代表者名

　　○○コンソーシアム

　　△△研究所

　　○○領域長　○○　○○　　印

３．研究参画機関名

　　▲▲県農業試験場

　　（株）■■

４．研究予定期間

　　令和◯年度～令和◯年度

５．研究成果の知的財産としての取扱いに関する基本方針

|  |
| --- |
| 以下について記載すること。①　当該研究課題において開発される予定の主な技術等（技術、品種、装置、機械、物質、素材、プログラム、データベース等）②　本委託契約の成果による発明、特許権等と区別するため、①の開発において「委託先が本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等（バックグラウンド知財）」が必要な場合、どのように活用、寄与するのか（今後出願予定の発明も含む。また、出願予定の時期も合わせて記載）（コンソーシアム構成員だけでなく、協力機関、第三者が保有するものについても併せて記載）③　①で開発される予定の主な技術等について、知的財産としての取扱いに関する基本的な方針④　③を踏まえた普及・実用化（基礎研究の場合は、発展、実用化研究へ発展）への道筋 |
|

６．バックグラウンド知財の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 研究機関名※１（構成員、協力機関名） | 本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等（バックグラウンド知財）※２ |
| 発明の名称 | 出願日 | 公開番号 | 出願番号 | 本委託研究課題との関連 ※３ |
| △△研究所▲▲県農業試験場 | ○○の特性を持った新品種の育成 | 2020/8/8 | 2020-012345 | 2020-223344 | 　権利者：　課題名： |
| △△研究所（株）■■ | ●●の貯蔵に関する条件の解明 | 2020/10/1 | 方式審査中 | 2020-123456 | 　権利者：　課題名： |
| △△研究所 | ○○の特性に関するＤＮＡマーカー | 出願予定※４ |  |  | 　権利者：　課題名： |

記載注意：※１　研究機関名：バックグラウンド知財を提供しようとする研究機関名を記載。

　　　　　※２　バックグラウンド知財：研究機関が保有又は取得した知財であって、本研究に利用

　　　　　　　　しようとするものについて記載。

　　　　　※３　本委託研究課題との関連：バックグランド知財を利用することが想定される委託

　　　　　　　　研究課題名を記載。

　　　　　※４　出願予定：現在出願準備中もしくは本委託研究期間中にバックグランド知財として

　　　　　　　　出願を予定しているもので、本委託研究の成果であるフォアグランド知財と区別し

　　　　　　　　たいものを「出願予定」として記載。

７．各小課題における権利化等の方針

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 小課題名（項目の場合は、大項目・中項目・小項目を記載） | 担当研究機関名（構成員名） | 想定される研究成果及び知的財産としての取扱い |
| 研究成果の概要 | 創出年度 | 知的財産としての取扱い | 知的財産としての活用方針 |
| １．○○の特性を持った●●新品種及び○○の特性を最大限引き出す栽培方法の開発 | △△研究所▲▲県農業試験場 | ○○の特性を持った新品種の育成 | 30 | 育成者権（日本、◯◯国）　権利者：△△研究所　　　　　▲▲県農業試験場 | 国内種苗会社等へ広く利用許諾し普及する。また、海外流出を防ぐため、◯◯国では利用しない。 |
| 育成した新品種の栽培方法 | 31 | 権利化せずに公知化　著作権　　権利者：△△研究所　　　　　▲▲県農業試験場 | 論文及び新品種向け栽培マニュアルとして公表する。 |
| ２．●●の長期貯蔵条件の解明及び長期貯蔵技術の開発 | △△研究所（株）■■ | ●●の貯蔵に関する条件の解明 | 29 | 権利化せずに公知化　著作権　　権利者：△△研究所　　　　　（株）■■ | データを論文として公表する。 |
| ●●の長期貯蔵を可能とする包装材の開発 | 30 | 特許権（日本）　権利者：△△研究所　　　　（株）■■ | （株）■■において実用化する。 |
| 新たな包装材を用いた●●の長期貯蔵方法 | 31 | ノウハウとして秘匿（５年間） 保有者：△△研究所　　　　（株）■■ | 包装材の販売と合わせて、秘密保持契約を締結した上で、販売先に情報開示する。なお、５年間ノウハウとして秘匿後、マニュアル化して公知化する。 |
| ３．○○の特性に関するＤＮＡマーカーの開発 | △△研究所 | ○○の特性に関するＤＮＡマーカー | 29 | 特許権（日本）　権利者：△△研究所 | リサーチツール特許として、要請に応じて広く許諾する。 |
|

※１　小課題名、担当研究機関名、研究成果の概要及び創出年度については、研究予定期間中に実施する全ての小課題に係る内容を記載すること。

※２　知的財産の取扱い及び活用方針については、少なくとも委託契約年度において得られる成果については記載すること（例えば、29年度委託契約の場合、29年度に得られる成果の知的財産の取扱い及び活用方針は必ず記載し、30年度以降の研究成果については、29年度時点で既に明確な方針があれば記載する。）。

※３　研究計画段階において想定していなかった研究成果が創出された場合は、新たに行を設け、当該研究成果の概要、知的財産としての取扱い及び活用方針を追記すること。

※４　継続課題の場合は、前年度記載した内容をベースとして記載すること。その際、委託契約年度以前の成果について記載した内容（例えば、29年度委託契約の場合は、28年度以前の成果の記載）は、削除せずに残しておくこと。

※５　本様式を電子データで提出する際のファイル名は「e-Radシステム課題ＩＤ８桁＋権利化等方針＋提出日」として下さい。（例　12345678\_権利化等方針\_180401）